

# 運営規程

## 訪問看護ステーション オランジュ YONO

### 指定訪問看護

(事業の目的)

第1条 株式会社みつばが開設する「訪問看護ステーション オランジュ YONO」(以下「ステーション」という)が行う指定訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従業員(以下「看護職員等」という)が、要介護状態にあり、主治医の医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護職員等は要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続出来るように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの地域の保険・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション オランジュ YONO
- (2) 所在地 愛知県丹羽郡大口町余野6丁目177 セントエルモ101号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護職員等 2.5名以上(常勤換算)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。

- (3) 理学療法士 1名以上

理学療法士は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制にする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次の通りとする。

- ① 健康状態の観察(血圧・脈拍・体温などの測定)
- ② 生活指導(療養生活指導、食事指導、認知症患者の看護指導、医療措置の指導)
- ③ 清潔の保持
- ④ 食事及び排せつなどの日常生活の世話
- ⑤ 床ずれの予防・処置
- ⑥ リハビリテーション(生活リハビリ、呼吸リハビリ、嚥下リハビリ、認知症リハビリ)
- ⑦ ターミナルケア(週末期患者の看護)
- ⑧ 経管栄養、人工膀胱、人工肛門、腹膜透析等の管理
- ⑨ 医療機器(在宅酸素、中心静脈栄養等)の管理
- ⑩ その他、医師の指示による医療措置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円を徴収する。
- 3 死後の処置料は5,000円とする。
- 4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は名古屋市、北名古屋市、清須市、岩倉市、稲沢市、一宮市、江南市、大口町、岐阜市、可児市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に

周知徹底を図ること。

- ② ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第11条 ステーションは看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- ③ 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- ⑤ この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社みつばとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。